２０２５年版

各国･地域の貿易･投資上の問題点と要望

－旧ソ連編－

（2024 年 11 月～2025 年 2 月実施）

２ ０ ２ ５ 年 ９ 月

貿易･投資円滑化ビジネス協議会

事務局：　日本機械輸出組合

目　次

7．旧ソ連地域

CIS 1

EAEU 2

ウクライナ 3

ウズベキスタン 4

† カザフスタン 6

キルギス 8

トルクメニスタン 9

ベラルーシ 10

†＊ ロシア 11

（注）　＊印は、APEC 諸国・地域

（注）　†印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	薬事規制の頻繁な変更、許認可取得の遅れ	・コンタクトレンズおよびケア用品における薬事規制の頻繁な変更が発生している。新たな薬事規制に準拠した製品出荷の準備などの対応完了まで、出荷できない期間が発生し、機会損失が生じている。また、薬事認可の取得においても想定される期間より時間を要することがあり、スピード感ある事業拡大への障壁となっている。 また、対露×制裁により、取引のハードルが高くなっており、売上の回収が難しい。	継続	・薬事規制変更の十分な移行期間の確保。 ・薬事承認プロセスの効率化、迅速化。	
11. 非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続きの煩雑・非効率	・税関や証明書等も含め、書類手続きが煩雑且つ全てサイン・捺印が必須となっており、非常に非効率的である。	新規	・デジタルサインやデジタル捺印の導入促進をお願いしたい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	電機工	地政学的リスク	・ロシア・ウクライナの紛争の継続により、周辺国の輸出管理についても、経由による制裁地域への輸出とならぬよう、通常より負担が増している。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	EAEU医療機器登録制度への移行	・2026年1月1日から強制化予定のEAEU（ユーラシア経済連合）医療機器登録制度について、施行前の現段階でも申請が可能と発表されているが法規要求に対する審査体制が整っていないため実際は申請ができない状況になっている。	新規	・新制度強制化の延期と審査体制の確立。	・ユーラシア経済連合の枠組みにおける医療機器（医療製品と医療機器）の流通に関する共通の原則と規則に関する合意
2	医機連	EAEU医療機器登録制度への移行	・EAEU（ユーラシア経済連合）加盟国の現行規制下で発行されたローカルライセンスは、有効期限まではEAEU医療機器登録制度の強制化後でも有効だが、有効期限が無い国のライセンスの場合の期限が不明瞭なため申請計画が立てづらくなっている。 ※有効期限無しはEAEU加盟6ヵ国中、4ヵ国である。	新規	・旧制度下で発行されたライセンスの有効性についての明確化。	・ユーラシア経済連合の枠組みにおける医療機器（医療製品と医療機器）の流通に関する共通の原則と規則に関する合意
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	時計協	環境法規制の乱立	・環境法規制については、独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
2	日機輸	省エネ規格	・EAEU（ユーラシア経済連合）が発行した省エネ規則（2021年9月施行予定、2年間の移行措置）において、オフモード（メカ）、スタンバイモード（メカ）の基準が、EUの規格よりも厳しく、設計変更が必要となる。 ---EAEU--ベラルーシ--Lot6(EU) スタンバイモード(自動)-------------0.5W-----0.5W------0.5W オフモード(自動)---------------------0.5W-----0.5W------0.5W スタンバイモード(メカ、表示無)--0.1W-----0.1W------0.5W スタンバイモード(メカ、表示有)--0.3W-----0.3W------0.8W オフモード(メカ)---------------------0.3W-----0.3W------0.5W	継続	・オフモード、スタンバイモードの省エネ規格基準を欧州と合わせる。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	関税還付手続きの遅延	・ポーランドから原料輸入時に掛かる関税は製品輸出時に還付されるが、還付手続きの遅延（約300Kユーロ/年相当）が発生中。	継続	・還付手続の簡素化。	
2	日機輸	日・ウクライナ自由貿易協定の未締結	・ウクライナはEU等との協定により物資の輸入関税がゼロとなっているが、日本との同様の協定は存在しないため、対ウクライナ輸出における日本製品がEU製品と比較し価格的に不利となっている。 一方日本政府は、ウクライナがEU加盟候補国であり、将来EUとの協定が適用されるため検討不要と判断していると聞いている。	新規	・ウクライナのEU加盟はまだ先の話であり、ウクライナ支援の一環として加盟までの間、暫定的な二国間協定等の締結により、両国間の貿易拡大を支援頂きたい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	印刷機械	ロシア・ウクライナ戦争および紅海問題による船舶のスエズ運河回避	・ロシア-ウクライナおよび、中東の情勢悪化に伴い、船舶による物流の紅海、スエズ運河回避のため、欧州向けの荷物が喜望峰周りとなり、航海期間が約1W延長。	継続		
2	日機輸	ロシアによる国際法に違反した民間インフラへの攻撃	・ウクライナ各地は、ロシアによるミサイル攻撃のリスクにさらされており、実際の被害による電力不足が発生し、経済活動に影響が出ている。	新規	・NATOをはじめとする各国の支援によるウクライナの安全保障の確保。	・国際法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	二重内陸国での輸出入ビジネスにおける物流問題	・輸出入ビジネスにおいて、ロシア、中国、イラン、アフガニスタン等を経由する物流ルートを利用することが不可欠であるが、これらの国々との政治的な関係、治安状況等により、積極的な活用が難しいのが実情。これらの国々を経由しないルート（カスピ海ルート）の開拓も進められているが、日本及び東アジアとの貿易においては現状、活用が難しい。	継続	・アフガニスタンからパキスタンを経由するルートを活用出来るよう、アフガン政府との関係改善、及び治安状況の回復を期待したい。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	内貨収入による為替リスク軽減制度の未整備	・PPPスキームによる各種国内インフラ事業へ参画する場合、収入が内貨（スム）となるケースが大半であるが、その為替リスクを軽減するための制度が十分に整備されていない、若しくは周知されていないため、事業参画を検討する場合のハードルとなっている。	継続	・ウズベク関係当局による制度の整備、及び海外企業への周知をお願いしたい。	
2	日機輸	保税倉庫スキーム活用の阻害要因となる外貨送金規制の撤廃	・通関前貨物を保税状態でウズベキスタン国内の指定倉庫に無期限保管し、需要に応じて近隣国へ輸出、乃至はウズベキスタン国内に輸入することを可能にする制度が施行されている。方や、外為法上、外貨送金規制の観点から、在外サプライヤーへの兌換送金から180日以内の通関が義務付けられている為、通関時期が未定の保税貨物に対してはそのサプライヤーに支払いが行えず、使い勝手の悪い仕組みになっている。	新規	・外貨送金規制が撤廃されることを希望する。それにより、海外サプライヤーがより積極的に保税倉庫を活用することが促され、ウズベキスタン経済の発展に寄与すると共に、二重内陸国ゆえに流通網の整備が困難な環境下、保税倉庫が同国のみならず近隣国に対する物流ハブ拠点として機能・貢献することが期待される。	
6. 雇用						
1	日機輸	労働法関連の運用の硬直化	・従業員の出張に関する規程が硬直化しており、運用上問題が多い。例えば出張先での公共交通機関、タクシー等の利用について、領収証があっても経費として認められない、また日帰り出張の場合、日当（Daily Allowance）が支給出来ない等。	継続	・フレキシブルな運用が可能な規程に改定してもらいたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	労働許可の短い有効期間	・現状、駐在員労働許可（Accreditation）の期間が1年となっており、頻繁な手続きが必要。	継続	・事務所登録の有効期間である3年に合わせてもらいたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	自動車型式認証制度における公平性の欠如	・ウズベキスタンで自動車販売を行う場合、販売する車両の型式認証を取得する必要があるが、個人輸入者は年間1台に限り、型式認証を取得せずとも輸入ができる法制となっている。型式認証には工場監査、海外での認証書類、実車での気候適合性テストがあり、大きな負担が発生する一方、個人輸入者（ブローカー）は1台に限らず、車両の輸入を繰り返しており、如何なる車両も型式認証無しに輸入・販売を行っており、事業環境の公平性が担保されていない。	継続	・2023年2月27日に内閣府より、日本を含む高管理国産品には型式認証が不要とのプロトコルが発出。5月頃より税関にて、型式認証無しでの通関が認められる(代わりに原産国証明を提示)ようになったが、2023年8月15日の大統領令により、本特例が2024年1月より廃止となった。	・Law of Republic of Uzbekistan dd 27.02.2023 No 3PY_819(About Technical Regulation) ・Presidential Decree No. UP-140 as of 15 August 2023

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					2024年11月1日付で、ウズベキスタン技術規制庁は個人名義の輸入車両に対して適合証明書を国内で発行することを義務づけており、安全・品質管理の観点から良い兆候。 然しながら、法人名義に対する型式認証に過剰・不均衡な負担が発生している現状に変わりなく、公平性を担保する為にも、前述のプロトコル再承認を希望する。	
11. 非能率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	提出・保管書類のロシア語またはウズベク語表記義務	・税務当局への提出書類、及び現地法制に基づき保管が求められるオフィス運営に関する書類の殆どがロシア語若しくはウズベク語表記しか認められておらず、不便を来している。	継続	・英語表記書類も認めてもらいたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	曖昧な製品サンプル輸入規制	・カザフスタンの税関は、0を超える数量の製品サンプル（EAC証明書のない品目）の輸入を禁止している。規制では、EAC証明書なしで輸入できる最大数量は明示的に定義されていない。その代わりに、「サンプルを個別に輸入することは認められている」など、解釈の余地を残した曖昧な表現を使っている。	新規	・多くの場合、関連するすべての潜在的なパートナーに製品を適切に紹介するために、5つまたは10のサンプルを輸入する必要がある。EEUは、曖昧さを排除し、事業運営を容易にするために、EAC証明書なしでの輸入が認められる最大量(例:10)を規定する明確な規則を制定すべきである。	・2021年11月12日付EAEU決定#130
2	日機輸	Wi-FiまたはBlue toothを含む製品の国家安全保障委員会の確認義務	・Wi-FiまたはBluetoothを含むすべての製品について、カザフスタンの税関は、製品に暗号機能が含まれていないことを確認するために、カザフスタン共和国の国家安全保障委員会の確認を必要とする。この承認プロセスには通常7~10日かかるため、遅延が発生する。	新規	・カザフスタン共和国国家安全保障委員会からの追加の確認を必要とすることなく、現行の慣行を改正し、標準製品の輸入を許可すること。	・2015年4月21日付EAEU決定#30。KZ税関内部手続
3	日機輸	一部製品のデジタル開発・防衛・航空宇宙産業省の確認義務	・シェーバー、カメラ、プロジェクタ、レンズ、ACアダプタ、オーディオ、ヘッドフォンの製品については、税関はカザフスタン共和国のデジタル開発・防衛・航空宇宙産業省から、無線電子機器または高周波機器に分類されないことを確認する必要がある。この承認プロセスには通常7~10日かかるため、遅延が発生し、追加の待機コストが発生する。	新規	・カザフスタン共和国デジタル開発・防衛・航空宇宙産業省委員会からの追加の確認を必要とすることなく、現在の慣行を改正し、標準製品の輸入を許可すること。	・2015年4月21日付EAEU決定#30。KZ税関内部手続
4	日機輸	一部製品の共和党国家機関の委員会の確認義務	・A2Wおよびエアコンアクセサリ（リモートコントローラなど）、PCボード（予備部品）の製品については、税関は、製品が国家安全保障を確保するために管理された製品と同様に、二重用途および軍事製品に関連していないことを、カザフスタン共和国産業建設省の産業のための共和党国家機関の委員会から確認する必要がある。通常10~15日で届く。 ※A2W（Air to Water）は、大気中の熱を集めて温水を作り出し、それを建物に循環させて暖房するシステム。	新規	・そのようなHSコードをリストから削除する。	・2023年6月9日付けカザフスタン共和国工業・インフラ開発大臣令第424号
5. 税制						
1	日機輸	保税倉庫から第三国への保税転送(再輸出)時のVAT課税賦課及びVAT還付制度の不在	・通関前貨物を保税状態でカザフスタン国内の保税倉庫に保管していた貨物を需要に応じて近隣国へ再輸出する際にVATが課税される問題。付加されたVATを還付することもできず、コストとなり、事実上保税倉庫を使って保税転送ができない仕組みになっている。	新規	・近隣国に対する物流ハブ拠点として機能し、より積極的に保税倉庫を活用することを促すためにも、保税倉庫からの再輸出に対するVAT課税の見直し(ゼロレートにする、一旦支払うにしても還付ができる制度を導入するなど)を希望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	EAC申請のGTIN取得義務	・カザフスタン政府は、EAC申請に基づくすべての適用モデルにグローバルトレードアイテム番号（GTIN）コードを提供することを要求している。 ※EACは、ユーラシア経済連合 (EAEU) における製品認証制度。	新規	・カザフスタンだけがEAC申請の下でそのような親切な詳細を求めている。さらに、GTINは製造業者に法的に義務付けられていない。GTINの取得はすべての国でメーカーの自主的	・2024年10月9日付けカザフスタン共和国貿易統合大臣臨時命令第350号 ・2021年6月29日付けカザフスタン共和国貿易統合大

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					な行為であるが、KZでは義務化されている。	臣代理令第433号の改正及び補足について「適合性評価規則の承認について」
2	日機輸	平行申請の実施不可	・EAC申請で必要な手続きは、1つの申請書内で1つずつ行うことができる。平行なステップは禁止されている。2025年以来、新しいIT認証システムがカザフスタンで運用され始めた。アプリケーションステージ、工場監査、サンプルのテストを並行して実行できないため、ホール認証プロジェクトの時間が長くなる。	新規	・申請者が申請ステップ (主に工場監査とサンプルの試験) を並行して進めることができるように、新しいIT認証システムを調整する。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
99. その他						
1	日機輸	エアーアスタナ航空便の頻繁に発生する遅延	・航空便の遅延が頻繁に発生している。国内外出張でエアーアスタナ便を利用する機会は多いが、4回に3回は0.5～2時間遅延している感覚。あまりにもひどいので6～7月に政府よりエアーアスタナ社に監査が入り、その直後は改善が感じられたが、最近は元に戻った感じ。利用者の多いアルマティ⇄アスタナでの遅延は大迷惑。	新規	・保有機体数を増やし、機体の使いまわしを減らして欲しい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	日本-キルギス間租税条約の認識の差	・日本の財務省は、キルギス共和国との租税条約は旧ソ連との租税条約が承継されているとの立場を取っている。 一方、キルギスでは当該旧ソ連との租税条約はキルギス議会で承認されておらず、日本とキルギス間の租税条約は存在しないという立場が取られている。両国において租税条約に関する共通の認識が図られていないことにより、本来であれば租税条約によって達成されるべき「課税関係の安定（法的安定性の確保）」や「二重課税の排除」が妨げられている。 具体的な影響として、日本企業がキルギス企業から支払を受ける場合や事業進出をする際に実質的に租税条約の適用を受けられない状況となっている。また、日本側としては租税条約が存続するという立場を取っているため、租税条約に反して課された税額について外国税額控除も適用出来ない状況となっている。 具体例： ー建設工事やそれに付随するサービスに起因する恒久的施設の認定要件 ー旧ソ連との租税条約（4条2項）：12か月を超える期間の存続 ーキルギス国内税法（28条2項8)）：建設現場が183日を超える期間存続する場合もしくは付随するサービスが任意の12か月間において183日を超える期間の存続	新規	・両国間の認識の差の早急な解決。 ・新たな日本とキルギスとの租税条約の締結 ・両国の認識の齟齬による不利益は、不利益を被った個人・企業の居住国において措置を取ること。	・日本の財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convetion_list_jp.html#c4 ・Resolution No. 189 issued on May 5, 1993 of Kyrgyz Republic ・キルギス国内税法3条 https://mineconom.gov.kg/en/search?title=tax+code

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	商業ビザ取得の困難	・トルクメニスタンの商談・現地工事プロジェクト運営のために本邦・諸外国から人員を派遣しており、数か月から数年の駐在となるため、商用ビザの発行が必要となる。トルクメニスタンは世界中をみても、ビザ取得が難しいとされている国であり、通過ビザですら入手が困難で期限も３日と短かったりするため、商用ビザとなると非常に困難な状況となっている。	新規	・発行に要する書類削減。 ・発行まで時間の短縮。 ・ビザ期限の延長。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権保護の運用不足、並行輸入品・模倣品の横行	・自動車の完成車及びその補修部品の輸入販売に於いて、近隣国からの並行輸入（製品保証対象外の非正規品）や模倣品の流入が従来より横行している。正規品とそれ以外を消費者が一見して見分けることは難しく、環境適合が担保されていない保証対象外の粗悪品を消費者が手にする危険に晒している現状は看過してはならないと危惧している。	新規	・海外サプライヤーから正式に認定を受けた代理店、或いはその代理店が指定した正規販売店のみが輸入販売を行え、また、登録された商標権を利用することが担保される法的環境の整備を希望する。 ・商標権保護の運用厳格化。 ・並行輸入品・模倣品流入の撲滅。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	ベラルーシ固有の省エネ規則の発効	・2016年6月にEAEUの省エネ規則のドラフトが発行されていたにも係わらず、2016年10月にの省エネ規則を公表、2017年9月より発効。	継続	・EAEUの省エネ規則の発効の加速。	・The Regulation No.849 by Council of Ministers of the Republic of Belarus

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	合金鉄等への輸出関税賦課	・2021年8月1日より、フェロクロムやフェロチタン等の合金鉄に対し、21年内の期間を目途に輸出関税を賦課（～15%程度）。 賦課開始後、ロシア国内生産者の反発を受け、品種毎に税率減/撤廃を実施。21年末に賦課終了。	継続		
2	医機連	輸出規制の厳格化	・ロシア輸出規制において、医療機器においても規制がかなり厳しくなっており、ロシア医療施設への医療機器出荷がかなり制限されている。 一方中国は輸出規制がないことからロシア市場を斡旋している。	継続	・医療機器における輸出規制の除外処理/輸出緩和を期待したい。	
3	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・ロシアの輸入通関の際に求められる資料が多い。 例でいえば、全部品、写真を梱包前、梱包後、部品のみの写真やNet/WeightとPLの重量をあわす必要があり、時間を要している。	継続	・現地、輸入通関時での規制緩和。	
4	日鉄連	輸入枠の設定	・2004年2月1日より対ウクライナ亜鉛めっき鋼板輸入枠を設定し、年間11万トン(月1万トン)に制限。アンチダンピング措置と同時に適用。	継続	・制度の撤廃。	
5	日鉄連	輸入枠の設定	・2005年1月、ロシア政府は従来の鋼管輸入数量枠協定に代わる新たな協定を目指して、2005年1月にウクライナの鋼管ミル5社と2005年の輸入枠を39.5万トンとし、2006年以降輸入枠を毎年2%拡大することで合意。	継続	・制度の撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	複雑な外貨送金及び税務規制	・赴任者にかかる費用（日本の国内手当や社会保険料等）を日本の法人が立替払いをした後に、その費用を赴任先の現地法人の負担とするにあたり、ロシアの外貨送金規制と税務規制が非常に複雑なため、請求ができていない。	継続	・現状は、現地法人が赴任者それぞれに直接外貨送金にて支払いをしているが、煩雑さコスト面からも、外貨送金規制、税務規制の簡素化等により、国外から費用請求ができるようにして頂きたい。	･外貨送金規制 ・税務規制
6. 雇用						
1	日商	人件費高騰	・ロシア国内のインフレ進行と失業率の低下に伴い人件費が高騰している。	継続	・ウクライナとの紛争が終結し、サンクション解除等のロシア経済が正常化するまでは解決が難しい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	外国人(HQS)ビザ取得の高額な給与支払い条件	・高度な専門性を有する外国人（HQS）ビザ取得のためには現地で年収200万RUB以上の給与支払いをすることが条件となる。さらにこれが2024年3月から300万RUBに増額となる。 ロシアRUBでの給与受け取りを対象者が望まないケースもある。	継続	・本国で給与支給を継続する形を可能とするよう、現地での給与払い規定を撤廃して頂きたい。	
2	日機輸	滞在登録制度	・アパートに滞在する場合、ロシア国内・海外問わず、出張したら出張先から戻る度に新たに滞在者登録が必要となる。滞在者登録の実施義務者は大家となるが、これに対応しきれない（嫌がる）ケースが多くある。	継続	・滞在者登録制度自体を撤廃して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	社会保障協定の未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっていること。	継続	・社会保障協定の締結に向け、交渉開始をお願いしたい。	・International Social Security Agreement
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・ロシアでは、ジェネリック企業が従属発明特許を有することを理由に強制実施権が発動された複数の事例が存在する。当該ジェネリック企業は戦略的に新薬に関する結晶多形、製法など従属発明特許出願を行っており、この問題が日本企業にも拡大する恐れがある。 また、他の開発途上国が強制実施権発動の新たなロジックとして、真似をする恐れもある。 2021年、法改正により市民の生命と健康を保護するための極度な緊急性がある場合にも強制実施権の発動が可能となり、その解釈及び運用を注視する必要がある。 2022年3月7日、国家安全保障等のために特許権等を実施することをロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国（日本を含む）に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の0%としており、その運用を注視する必要がある。 2023年12月ロシアはNovoのOzempicの後発品製造に関して、二社のジェネリックメーカーに対して強制実施権を付与した。 2024年3月27日、ロシア政府は決議380号を発効し、これに基づき発明、実用新案、意匠の使用に関する小委員会を設立した。この小委員会は、権利者の同意なしに発明、実用新案、意匠の使用を許可することができ、従来の強制実施権の発動が大幅に拡大される懸念がある。そのため、運用を注視する必要がある。	変更	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。	・ロシア連邦民法第1538.1条、第1360条、第1362条第2項 ・TRIPS協定31条 ・ロシア、オゼンピック後発品の製造に関する強制実施権を発令 https://www.bricscompetition.org/news/russia-issued-a-compulsory-license-to-produce-analogues-of-ozempic ・Government Order： http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202312280054 http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202404040031?index=1 https://www.jeantet.fr/wp-content/uploads/2024/06/legal-alert-russian-counter-measures-0624-m1b.pdf
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	EAC認証制度の単位	・（当社の一部製品が、「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置」のロシア向け輸出禁止対象に該当し、現在ロシア向け輸出を停止しているが）従前のロシア向け取引実施時には、EAC認証制度が品番単位を前提としているため、新型番発生により都度EAC認証の申請が必要であった。 ※EACは、ユーラシア経済連合 (EAEU) における製品認証制度。	継続	・（ロシアへの輸出が再開可能となった折には）EACの包括認証制度の策定を希望する。 ・会社、あるいはブランドｘ品目(HSコード)単位に変更して頂きたい。	
2	日機輸	ロシア独自のEAEU規則の適用	・EAEU（ユーラシア経済連合）の規則について、例外を認める緩和規則をロシアのみで独自に実施する）ことにより、ロシア市場での混乱、およびロシア以外のEAEU加盟国に輸出できないなどの課題がある。 例：EAEUの規則では通関時にEACマークが必須であるが、ロシアのみ通関時のEACマークは必須ではなく、販売時点までに貼付が要求されているため、適合製品と不適合製品の判別が困難。	継続	・ロシア独自のEAEU規則の修正の禁止。 ・および、独自規則をEAEU規則に反映する際（EAEU規則修正）には慎重な議論を要望。	・ロシアDecision No.353,2022 Об особенностях разрешительной деятельности в Российской Федерации в 2022 году On the features of licensing activities in the Russian

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Federation in 2022 ・EAU規則 Об особенностях ввоза на таможенную территорию Евразийского экономического союза и обращения на территориях государств - членов Евразийского экономического союза продукции, подлежащей обязательной оценке соответствия, в условиях реализации мер по повышению устойчивости экономик государств-членов ・ロシアDecision 1196,2024により、2025年9月1日まで継続
3	医機連	医療機器登録申請・市販前審査の恣意性・ガイドラインの不在	・医療機器登録申請において、明確なガイドラインがないため同じ要件に対する対応が異なることがあり、準備の負荷増大、登録に要する期間の長期化、それに伴うコスト増などの影響が出ている。	継続	・医療機器市販前審査に係るガイドラインの発行。	・医療機器に関する基本法令：ロシア連邦法第FZ-323号「ロシア連邦における国民の健康を守るための基礎について」第5章第38条（医療機器）
4	医機連	薬事規制の頻繁な変更、許認可取得の遅れ	・コンタクトレンズおよびケア用品における薬事規制の頻繁な変更が発生している。新たな薬事規制に準拠した製品出荷の準備などの対応完了まで、出荷できない期間が発生し、機会損失が生じている。また、薬事認可の取得においても想定される期間より時間を要することがあり、スピード感ある事業拡大への障壁となっている。 また、対露ｘ制裁により、取引のハードルが高くなっており、売上の回収が難しい。	継続	・薬事規制変更の十分な移行期間の確保。 ・薬事承認プロセスの効率化、迅速化。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	ロシアの武力攻撃リスクによる事業継続の困難	・ウクライナでの事業継続において、ロシアの武力攻撃を受けるリスクにさらされている。	継続	・ロシア軍のウクライナ領内からの撤退。	・国際法
2	日機輸	対ロシア制裁による事業継続の困難	・日本政府による対ロシア制裁／ロシア政府による非友好国に対する規制の強化など、制裁全般の影響で対日輸出／対日輸入を前提とした事業の継続が困難になっている。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日鉄連	対ロシア制裁による貿易困難化	・2022年4月頃より、ロシアのウクライナ侵攻伴う各国の制裁により貿易が困難化。主な障害は以下の通り。 －銀行のコンプライアンスチェック強化による送金困難化。 －船主のロシア寄港忌避、EUによる石炭輸送への金融制裁に伴うP&I保険機能の不透明感に伴う配船困難化。 －上記2点も含め、基礎的なビジネス環境に通常想定されないリスクが生じる、または今後生じ得るという状況であり、ビジネスの予見性が低下。	継続		
4	日商	対ロシア制裁の影響による外貨送金制限	・西側諸国による対露経済制裁の影響を受け、露経済に利するドル、ユーロ、円による外貨送金が事実上不可能となり、目下、日本からモスクワ事務所への送金は当該国邦貨である「ルーブル」しか送金できない。	継続	・諸情勢が改善されるしかなく、要望にも限度があることは痛感しております。	・日本の外国為替及び外国貿易法（いわゆる「外為法」）
5	日商	紛争による販売・納入・回収リスク	・欧州の制裁品目には指定されていない製品のロシア顧客への販売を継続しているが、対策は取っているものの、販売・納入・回収のリスクあり。 また常に制裁品目リストの更新確認が必要。	新規	・紛争終結、制裁解除。	
6	日機輸	OFAC規制による債権回収の遅延	・欧州子会社において、国外取引先と輸出取引を行っていたが、取引先がOFAC規制の対象になることが開示された。取引自体はOFAC発効前に行っており、取引先からの送金処理もOFAC発効前に手続きをなされたが、銀行に送金処理を拒否され、資金回収ができていない。	継続	・規制発効前の送金には対応することを求める。	
7	医機連	医療機器の輸出禁止・サンプル品の返却不可	・（ウクライナ紛争の影響か）ロシアからの医療機器の国外持ち出し（輸出）が禁止になり、法規申請に必要な製法試験や毒性試験・臨床試験用サンプル品の返却が不可になった。結果、サンプル品でも買取してもらうなどの対応が必要で手間や申請費用アップになっている。	継続	・法規申請に係るアイテムは例外として欲しい。	・ロシア大統領令No.100(ロシア国外への医療機器輸出禁止)＆No.540(禁止措置の延長)
8	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
9	日商	再保険取引規制	・2022年3月大統領令によりロシア国内保険会社と非友好国所在保険会社との再保険取引が禁止された為、ロシアでのビジネスが実質的にできなくなっている。	継続	・ロシアによるカウンターサンクションであり現状解決が難しい。当該大統領令が撤廃されることを要望。	・2022年3月14日連邦法第55-FZ号
10	印刷機械	ロシア・ウクライナ戦争および紅海問題による船舶のスエズ運河回避	・ロシア-ウクライナおよび、中東の情勢悪化に伴い、船舶による物流の紅海、スエズ運河回避のため、欧州向けの荷物が喜望峰周りとなり、航海期間が約1W延長。	継続		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

2025 年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2025 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ　浅田、和田、庫元

〒105-0011
東京都港区芝公園３−５−８　機械振興会館 401 号
TEL 03-3431-9348
FAX 03-3436-6455
E-Mail tohshi@jmcti.or.jp
https://www.jmcti.org/
https://www.jmcti.org/mondai/top.html（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載